

# 町田市資金管理方針

## 第1 総則

### 1 本方針の目的

会計管理者が保管する資金について、管理の原則及び管理の方法を定めることにより、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理を行うことを目的とする。

### 2 資金管理に従事する者の義務

資金管理に従事する者は、扱う資金が公の財産であることを踏まえ、資金管理に関する事項を判断、決定、実行するにあたり、市民の利益を第一目的とし、金融情勢等に留意し、法令及び本方針に定める諸要件を遵守しなければならない。

### 3 適用範囲

本方針は、会計管理者が保管する歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金及び有価証券について適用する。

### 4 資金管理の原則

資金管理に当たっては、安全性を最優先とし、流動性を確保し、効率性を追求することを原則とする。

#### (1) 安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視する。

資金の元本が損なわれないよう、安全な金融商品により保管・管理を行う。

預金に関しては、金融機関の経営の健全性に十分に留意する。

#### (2) 流動性の確保

支払い等に支障をきたさないよう、必要な資金を確保する。

想定外の資金の必要時にも対応できる流動性を確保する。

#### (3) 効率性の追求

安全性を最優先し、流動性を十分に確保した上で、運用収益の効率性を追求する。

### 5 本方針の見直し

本方針は、公金を取り巻く経済環境の変化、法令の変更に応じて適時内容を見直すものとし、変更を行う必要が生じた場合は町田市公金管理委員会に諮ったうえで変更するものとする。

## 第2 資金管理の考え方

### 1 資金管理計画の策定

会計管理者は、毎年度、本方針に基づき、資金管理計画を策定する。  
なお、策定にあたっては、町田市公金管理委員会に諮り決定する。

### 2 資金管理実績の報告

会計管理者は、毎年度、前年度の資金管理実績を町田市公金管理委員会に報告し、本方針に基づき、適正な資金管理が行われているか等についての意見を伺うものとする。

### 3 資金管理の実施

#### (1) 歳計現金及び歳入歳出外現金

歳計現金及び歳入歳出外現金については、支払準備金であり、原則として指定金融機関の預金口座において管理するものとする。

運用可能資金が生じた場合には、別途定める金融商品により運用するものとする。

#### (2) 基金

基金については、各基金の設置目的ならびに積立て、取崩しの計画等を勘案し、安全性を確保し、たうえて、効率的な運用を図るものとする。

また各基金に属する資金は一括して運用できるものとする。

#### (3) 資金不足に備えての調達方法

資金不足に備えて調達を実施する場合には、内部資金の繰替運用、一時借入又は保有する債券を活用した調達方法（売現先）のうち、支出対応への準備も考慮のうえ、より効率的な方法を用いることができるものとする。

## 第3 資金運用

### 1 運用対象の金融商品

資金運用を行う金融商品は次に掲げる預金又は金融商品とする。

#### (1) 預金

- ア 当座預金
- イ 普通預金
- ウ 通知預金
- エ 定期預金
- オ 譲渡性預金

#### (2) 債券

- ア 国債
- イ 政府保証債
- ウ 地方債

- エ 地方公社債
- オ 地方公共団体金融機構債
- カ 財投機関債
- キ 公共性の高い事業債（一般担保付に限る）
- ク 債券現先取引

### (3) 債券の取得価格

債券の取得単価は、原則として額面価格もしくは額面価格未満とする。ただし、金利水準の変化等により額面価格以下での債券購入が困難な場合には、額面価格超でも購入できるものとする。

## 2 金融商品の取り扱い原則

資金運用にあたっては、当該金融商品を満期又は償還期限まで保有することを原則とする。ただし、次の(1)から(3)までの場合に限り、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができるものとする。なお、運用中の預金の解約又は債券等の売却にあたっては、町田市公金管理委員会に諮り決定する。

- (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 流動性を確保するためにやむを得ない場合
- (3) 安全性を確保しつつ、効率性を向上させるため金融商品の入替をする場合

## 3 運用期間

預金の運用期間は、原則2年以内とする。債券の運用期間については原則15年以内とする。ただし、資金運用の効率性のため各基金の積立て並びに取崩しの計画及び将来の財政収支状況にも配慮のうえ、20年以内の債券運用は可能とする。

なお、金利変動の影響を緩和するため、定期的に一定額を購入するラダー型運用を基本とし、運用期間の分散を考慮する。

## 4 管理運用先の選定

### (1) 預託金融機関の選定基準

預託する金融機関は、四半期、中間期又は決算期の経営状況、信用格付業者による格付け等を総合的に判断し、原則として次に掲げる条件を満たしているものを選定する。なお、金融機関の経営状況に応じて預入制限、預金解約等の措置を可能とする。

- ア 自己資本比率については銀行法等による規制基準を上回る水準により自己資本の充実度を評価し、経営の健全性を判断する。
- イ 株式上場金融機関にあつては当該金融機関の株価、持株会社の子会社である株式非上場金融機関にあつては当該持株会社の株価が、過去6か月以内において他の金融機関と比較して、著しい下落傾向にないこと。
- ウ 不良債権比率が著しい増加傾向にないこと。
- エ 預金量が著しい減少傾向にないこと。

## (2) 債券発行体の選定基準

日本国債、政府保証債、地方債、地方公社債、地方公共団体金融機構債以外の債券については 金融庁に登録されている、いずれかの信用格付業者の債券発行体格付において 投資適格性 もしくは債務履行の確実性の水準を満たしていること。

## 5 管理運用先の経営状況の把握

預託金融機関及び債券発行体の経営状況について決算書や株価、格付等各種情報により日常的な経営状況の把握に努めるものとする。但し、日本国債、政府保証債、地方債、地方公社債、地方公共団体金融機構債の債券、財投機関債等で運用する場合を除く。

なお、株価、格付等各種情報に著しい変化が生じた場合は、町田市公金管理委員会を開催し、対応策の検討、決定をする。